

厚岸町議会 第1回定例会

平成21年3月12日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成21年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、菊池議員、10番、谷口議員を指名いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第2、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算から議案第21号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算までと、議案第34号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第35号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上12件を再び一括議題といたします。
本12件の審査については、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長から出されております。委員長の報告を求めます。
14番、竹田委員長。

- 竹田委員長 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算など12件の審査につきましては、9日から11日まで3日間、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここに報告申し上げます。
なお、議案第12号については、少数意見の留保があり、委員長を経て、議長へ少数意見報告書が提出されております。
以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 次に、議案第12号については、堀委員外5名から厚岸町会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。
2番、堀委員。

- 堀議員 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会におきまして、少数意見として留保を求め、それが認められましたので、ここに、その意見を申し述べさせていただきます。各議員の皆様のお手元のほうに少数意見報告書が届いていることとしますので、ご参照願います。

読み上げます。

少数意見報告書。

平成21年3月10日の平成20年度各会計補正予算審査特別委員会において留保した少数意見を、次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記。1といたしまして、議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算。

2といたしまして、意見の要旨であります。本補正予算、6款1項3目食文化振興費の厚岸味覚ターミナルへの補助金1,000万円については、次の理由により、町民への説明ができないことから反対するものです。

(1)といたしまして、算定根拠の不明確さ。

(2)といたしまして、この補助金（新年度委託費増額分も含む）の支援の期間が不明示。

(3)といたしまして、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営の改善について、何ら具体的な方策が示されていない。

以上の意見を少数意見として報告させていただきます。

●議長（南谷議員） 厚岸町議会会議運用内規52により、質疑を省略いたします。

これより、討論を行います。討論は、厚岸町議会会議運用内規53、4号により、原案賛成者、少数意見賛成者の順で行います。

初めに、原案賛成者の発言を許します。

7番、安達議員。

●安達議員 議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算案について、私は賛成の立場から意見を述べるものであります。

本予算案につきましては、さきの補正予算審査特別委員会において、厚岸味覚ターミナルへの補助金が計上されていることが採決に当たっての議論になっているところではありますが、味覚ターミナルは町への集客力アップや地場製品の消費拡大などに効果があります。これはだれもが認識しているところであり、今や、町の顔として広く知られており、これからの町の観光振興を促す上でも、その存在価値は大きなものがあると考えます。

平成16年度以降、赤字となる運営が続いていますが、これは、景気動向の変化などによる釧路管内への観光客減少という外因によって生じているものでありますし、このような社会経済環境の変化への対応を、単なる営利追求の民間経営でなく、公共性を保ち、一定の制約を受けながら運営に当たる第三セクター、株式会社味覚ターミナルへの経済努力のみに負わせることは、現実的に極めて困難であると思います。厚岸町の産業振興にとって、味覚ターミナルはこれからも存続し、その機能を発揮していかなければなりません。そのためにも、このたび提案のあった町からの経費負担はやむを得ないものと考え、賛成の意見といたします。

終わります。

●議長（南谷議員） 次に、少数意見賛成者の発言を許します。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 私は、少数意見を留保することに賛成をする立場から、今回の一般会計補正予算に反対する立場で意見を申し述べたいと思います。

今回の補正予算は、すべてに賛成できるものではありませんので、その一部を抜き出して賛成ということはできませんので、今回、反対をいたします。

その主な理由は、ただいま少数意見留保者から意見がございましたように、味覚ターミナル・コンキリエに対する補助金の問題であります。第三セクターの運営につきましては、株式会社として、ただいままで運営をされてきておりますけれども、その収支等については、議会に対しては報告を義務づけられているものであります。私たちが直接その経営に参画する立場には、現在はございません。そういう中で、味覚ターミナルの運営が赤字が続いてきているということで、その財政支援を求められたところでありまして、今回の財政支援については、私は議会に事前に十分相談をした上で提案をされ、そして、その運営がどのように改革されているのかを十分見きわめることができる内容を示されていかなければならないものと考えます。

そういう立場から、今回の提案は非常に意味乱暴なものではなかったのかなど。十分説明をする、そういう立場からいたしますと、私は、この補助金の投入には非常に疑問を持つものでありますし、慎重に考えていかなければならないと考えます。そういう点から、今回は、この補助金について賛成ができませんので、少数意見に賛成をするものであります。

以上であります。

- 議長（南谷議員） 次に、原案賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） 次に、少数意見賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） なければ、以上で討論を終わります。

議案第12号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算について、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（南谷議員） 起立多数と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成20年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(南谷議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長(南谷議員) ここで、配付済みの議案第2号説明資料について訂正の申し出がありますので、これを許します。

建設課長。

●建設課長(佐藤課長) 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。さきにお手元に配付してございます議案第2号説明資料、事業箇所図、A3版のこういった4枚つづりの図面でございます。その2枚目でございます。議案第2号説明資料、事業箇所図(道路新設改良費)、上段のほうで、太田8番道路整備事業の位置を示してございます。そのすぐ下に、20国債、改良延長500m、舗装延長200m、幅員7.5mと書いてございます。そのすぐ下、21国債改良延長812m、舗装延長1,252m、幅員7.5m、この21国債の部分を削除していただきたい、下の部分です。大変申しわけございません。

●議長(南谷議員) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日の本会議はこれにて散会いたします。

午前10時19分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成21年 3月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員